

# プラトンの教育課程論における「音楽」の位置に関する研究

—3つの音楽概念を中心として—

工藤千晶

(美作大学)

## Position of Music in Plato's Curriculum Theory: Three Concepts of Music

Chiaki KUDO

### Abstract

In ancient Greece, there were three concepts related to music: music for practice; the music of mathematics; and the music of philosophy. This study first explores and discusses how the three concepts of music are described in the Platonic dialogues. The study then examines the position of each of the three concepts and the kind of role they each play in the curriculum theory described in Plato's *Republic* and *Laws*. As part of this examination, reference is made to the study of Josef Dolch. The results showed that the music of philosophy subsumes all knowledge, including that within music for practice and music of mathematics, as well as other mathematical subjects and philosophy. Furthermore, when paired with gymnastics, the music of philosophy constitutes the curriculum. In this sense, all intellectual learning in Plato's curriculum theory can be construed as having a musical property.

### I 研究の背景と目的

音楽は、人間教育にどのように関わると考えられてきたのだろうか。教育課程の歴史をたどると、古代ギリシアのアテナイ市民は、「ソロンの法」により、その男子を体育と音楽によって教育すべきことが規定されていた(皇 1969, p.14)。戦争の準備としての身体的訓練から生じた体育文化と、神への祈りを捧げる歌舞から生じた精神文化の発展は、体育と音楽からなる教育課程を形成するに至った(佐藤 1969, p.ii)。ここで示されている音楽は、リラやギターなどの器楽や、詩歌を歌うことなどの実践であり、舞踊や詩と一体になった営みであった。一方、古代ギリシアのプラトンは、アカデメイアの教育プログラムに、算術・幾何学・天文学・音楽をおいている(廣川 1999, p.139)。この音楽は、音楽の実践ではなく、ピタゴラス学派の伝統を受け継ぐ数学的諸科目としての音楽であり、後に自由七科の1つとなったものである。さらに、古代ギリシアにおける音楽は、哲学という意味をも有している。それは、哲学を最も高度な形の音楽(music)と位置づけるものである(Pelosi 2010, p.1)。このことについて、クルティウスは、ムーシケーの語源となったミューズという言葉について、ミューズに属するのは、詩だけでなく知的生活の高度な形すべてであると説明している(Curtius 1973, p.228)。このように古代ギリシアにおける音楽は、実践としての音楽、数学としての音楽、哲学としての音楽という3つの概念を有している。

古代ギリシアのプラトンは、対話編を通して音楽について言及している。ペロシは、プラトンの音楽には、2つの全く異なる意味があると述べている。1つは、一般的な意味での音楽(music)であり、他方は哲学としての音楽(music)である(Pelosi 2010, p.1)。同様に、マレーもプラトンの対話においては、詩の実践を伴う通常の音楽と、哲学の領域にある音楽は区別されると述べている。そして、プラトンにとって

真の音楽家 (musical man) は、詩人ではなく、哲学者であったと説明を加えている (Murray 2004, pp.374-375)。さらにブランも、音楽の実践とは別の種類の音楽として、「哲学としての音楽」をあげている (Brann 2004, p.153)。

このように、ペロシ、マレー、ブランらによって、プラトンの音楽概念には、2つの異なる意味があることが明らかにされている。しかし、その位置関係に関しては、曖昧な点が残されている。例えば、ペロシは、音楽経験は魂のケアに有効であるために、哲学と密接な関係にあると述べている。その上で、知覚、情緒から理性的な内容に至るまで、魂を哲学的にケアする音楽経験を「哲学としての音楽」の説明に加えている (Pelosi 2010, p.6)。つまりここでは、「実践としての音楽」が、「哲学としての音楽」の内容として説明されているといえる。このような説明は、「プラトンの音楽には2つの全く異なる意味をもつ音楽 (実践としての音楽と哲学としての音楽) がある」という前提からみて、どのように解釈できるのだろうか。ここで、2つの音楽概念の位置と関係に関して、疑問が生じることになる。

以上のような疑問に対して、本稿では、そもそもプラトンがどのように音楽概念を捉えていたのか、というところからプラトンの音楽概念の位置と関係を再考する。これまで、「実践としての音楽」、および「数学としての音楽」については、主として教育史において記述されてきた。一方、「哲学としての音楽」は、ペロシ、マレー、ブランのように哲学史の文脈の中で扱われることが多かった。

本稿では、対話編を通して、プラトンがどのように音楽概念を捉えていたのか、上記3つの音楽概念を視点として検討した上で、『国家』および『法律』の教育課程論における3つの音楽の位置と関係を明らかにする。プラトンは、『国家』において、国の統治者を選抜する教育を論じ、『法律』において、自由市民一般の教育を論じている。両書における教育課程論は、ドルヒ (J. Dolch) の『ヨーロッパの教育課程』(1971) で示されているように、構造化されたものである。本稿の目的は、3つの音楽概念が、『国家』および『法律』の教育課程論においてそれぞれどのように位置づけられ、どのような関係にあるのか、ドルヒによるプラトンの教育課程論の構造化を手がかりに明らかにすることである。

## II 先行研究の概要

教育史の分野で、古代ギリシアの音楽教育についてふれたものとして、ブレットナー (1968)、マルー (1985)、イエーガー (Jeager 1986) があげられる。教育課程史の見地から、古代ギリシアの音楽教育について言及したものとしては、佐藤 (1969)、ドルヒ (1971) があげられる。ドルヒは、教育課程を「計画された教授」と定義づけ、その古代ギリシアにおける発生から19世紀までの展開を記した。ドルヒの研究は、教育課程史の基礎的研究に位置づけられている (樋口 2007)。ドルヒによって、『国家』と『法律』における教育課程論の構造は明らかにされており、「実践としての音楽」や「数学としての音楽」の位置について知ることが出来る。しかし、「哲学としての音楽」の概念がどこに位置するのかは明記されていない。また、3つの音楽概念それぞれの内容や性質をふまえた上で、その関係性を検討することも行っていない。

次に、プラトンの教育論の中で音楽教育について特に詳しく検討しているものとしては、シェーンナッツァーロ (Schoen-Nazzaro 1978)、ホワイトウェル (Whitewell 2011)、ダンゴール (D'Angour 2013)、国安 (1975)、丸橋 (1979)、木間 (1987)、海老沢 (1989)、加藤 (2004)、三上 (2004)、加藤 (2007)、松尾 (2010)、里中 (2010) があげられる。例えば三上 (2004) は、『国家』を対象にムーシケーの内容を検討し、音楽・文芸としてのムーシケーを学ぶ幼児・初等教育にはじまり、数学的諸科目を学ぶ中等教育段階、弁証法を学ぶ高等教育に進む一連の教育課程全体をムーシケーと捉えている。三上の研究は、初等教育段階における音楽・文芸のムーシケーと、魂の三部分や正義の生成との関わりを中心に論じたものであり、ムーシケーが包括している「音楽」の概念を検討したものではない。

哲学を高度な音楽として論じたものには、上述したクルティウス (1973)、ブラン (2004)、マレー (2004)、ペロシ (2010) がある。ペロシは、プラトンの音楽 (music) の議論は、哲学的な文脈でのみ理解され得ると説明している (Pelosi 2010, p.2)。さらに、クルティウスやマレーは、「音楽」の語源となったムーシケーについて、その概念が示す範囲は、音楽、芸術、文学にとどまるものではなく、哲学までをも含む非常に広範なものであると指摘している (Curtius 1973, p.228 ; Murray 2004, p.386)。

以上の先行研究において、プラトンの音楽を「実践としての音楽」、「数学としての音楽」、「哲学として

の音楽」という3つの概念から検討した上で、『国家』と『法律』の教育課程論におけるその位置と関係を検討しているものはみられない。

### Ⅲ プラトンによる3つの音楽概念

まず、プラトンの対話編にみられる音楽概念を「実践としての音楽」、「数学としての音楽」、「哲学としての音楽」という視点から検討していく。

#### 1. 実践としての音楽

プラトンは、『テアイテトス』の中で「弾琴家の許 (in the music school) において学習を最後まで仕上げたということは、音の一つひとつに、どの糸の音であるかと、追隨して行くことができるようになったということにほかならないのではないか。そして何人もこれこそが音楽のイロハ (the elements of music) と言われるところのものであることを認めるだろう」(Plato *Theaetetus*, 206 邦訳 田中) と述べている。このように「音楽 (music)」を音楽の演奏という意味で用いている記述は、『ポリティコス』においてもみられる。「楽器を伴奏したり、自分の口だけによる歌唱を用いたりして、その配下の畜群のための音楽 (music) をこのうえなく巧みに奏でながら、魅了のわざにより、聞いている動物の気持ちを陽気にしたり、鎮静したりする能力を、この者以上に立派に備えている者はほかにいないのだ」(Plato *The statesman*, 268B 邦訳 水野)。さらに『ラケス』には、「(真に音楽の達人 (such a man is exactly what I understand by “musical”) とは) リュラなどの遊びの道具ではなく、…言葉 (話) と行動 (行為) とが協和音をなすように、もっとも美しい音階に調律しているのです。それはまさしくドリア調…唯一のギリシアの調である。」(Plato *Laches*, 188D 邦訳 生島) と述べられている。

以上の「音楽」の内容は、現代的な音楽により近いものから、詩や踊りとの結びつきが強いものまでみられるが、いずれも実際に音楽を奏でる実践を意味している。しかし、真の意味での音楽実践とは、望ましい調のもとで、言葉と行動を伴いながら演奏することに限定されている。つまりプラトンは、人間を調和した状態に導くために、定められた規範の下で音楽の実践をするよう促している。

#### 2. 数学としての音楽

プラトンの音楽に関する記述には、「実践としての音楽」とは異なる「音楽理論」がある。これは、現代の意味における「音楽理論」とも異なり、「数学としての音楽」と解釈できる。

まず、『ピレボス』には、「音の高さ低さについて、音程が数でいくつあるか、またそれはどういう性質のものであるかを知り、さらにその音程を限界づけている音と、それから構成されるシステム…これが数で計られるとリズムとか拍子とか名づけられなければならない」(Plato *Philebus*, 17C-D 邦訳 田中) という説明がなされている。そしてその後、「これらのことをきみがこのように把握するならば、そのときみはひとかどの識者となるのであり、…思慮のきく人ということになる」(Plato *Philebus*, 17E 邦訳 田中) と説明が加えられている。さらに、『エピミノス』では、「音楽の分野 (in music) では、どんな種類の曲でも、数の関係に合うように配列された楽音と、それに拍子とを必要としていることは、いうまでもありません。それから、これは特に大事な点なのですが、立派なものはことごとく数の力で出来上がるのに、くだらないものの中には、数の作用が及んでいるものはひとつもないのだという事実、これをだれでも十分に理解しなければなりません」(Plato *Epinomis*, 978 邦訳 水野) と記述されている。加えて、「正しい方法に従って学習していく人の目には、すべての幾何学的図形、すべての数列、すべての音階構造、全天体の回転運動が作る調和関係、これらが一体をなしたものであるのだということが、突如として明確になるはずなのです。…必要なものとは…以上の通りの数学的諸学科なのだ。」(Plato *Epinomis*, 991E 邦訳 水野) という見解が示されている。

上記のような文脈において「音楽」は、実践ではなく、数の原理として、音階やリズムの構造を把握することを目的とするものである。そして、他の数学的諸科目と結びつきながら、宇宙の調和の原理を知ることが目指される。

#### 3. 哲学としての音楽

ソクラテスにとって、「哲学」とは、知と真実を求め、魂をすぐれたものにすることであった(藤沢 1998, p.52)。プラトンにとっても、知と真実を求め、魂をすぐれたものにすることをあらゆる営みは「哲学」であった。

例えば、『ピレボス』には、「ひたすら知を探求する哲学的精神（ムウサ）(philosophic muse)」(Plato *Philebus*, 67B 邦訳 田中)と記されている。さらに『クラテュロス』には、「ムウサたちと広く学芸（ムーシケー）全般だがね、これらを…探求と愛知（哲学）から、この名前「ムウサ」でもって呼称したのであるようだね」(Plato *Cratylus*, 406 邦訳 水地)という記述がみられる。

これらをふまえ、プラトンの「哲学としての音楽」について検討する必要がある。「哲学としての音楽」を検討する際、最も重要となるのは、『パイドン』にみられるソクラテスの音楽についての言及であろう。『パイドン』の中で、ソクラテスは、夢の中で「ソクラテス、ムウサイの術をなし、それを仕事とせよ (make music and work at it)」(Plato *Phaedo*, 60E 邦訳 松永)という神の啓示を受ける。ソクラテスは、このお告げに関して、はじめは知を求める営み（哲学）こそは最高のムウサイの術であり (philosophy was the greatest kind of music), わたしはげんにそれをなしているのだからと思っていた。しかし、死の直前にあつて、ソクラテスはこの夢がわたしにつくことを命じているのは、ムウサイの術として一般になじまれている方 (ordinarily called music) かもしれないと思ひ直すのである (Plato *Phaedo*, 61 邦訳 松永)。そうして、ソクラテスは、「アイソポスの物語を詩のかたちになおしたり、またアポロン神への賛歌をおつくりになった」(Plato *Phaedo*, 60CD 邦訳 松永) のである。以上の記述から、『パイドン』では2つの音楽概念が確認できる<sup>1)</sup>。1つは「実践としての音楽」であり、他方は知を求め、魂をよくする営みを包括する概念としての「音楽」、すなわち「哲学としての音楽」である。

以上、対話編の中で3つの音楽概念がみられることを確認した。以下では、『国家』および『法律』の教育課程論の中で、3つの音楽概念がどのように位置づけられるのかを検討していく。

## IV 『国家』の教育課程論における3つの音楽概念の位置

### 1. 『国家』における3つの音楽概念

『国家』は、全10巻からなるプラトンの中期の大作であり、哲人教育論が記されている。その教育論は、すべての自由市民を対象とする初期の教育段階から、徐々に高度になっていく学習の過程で、統治者となる者を選抜していくシステムとなっている。まずは、『国家』にみられる3つの音楽概念について整理する。

#### (1) 実践としての音楽

『国家』では、以下のように規定された「音楽」を奏でることで、魂を調和した状態に導くことが示されている。まず、歌は、歌詞、ハルモニア、リズムからなると定義され、ハルモニアとリズムは、歌詞に従うものと位置づけられた (Plato *Republic*, 398D 邦訳 藤沢)。歌詞は、悲しみや嘆き、怠惰や柔弱を表すものではなく、勇気や節制を表すものである必要があった。したがって、歌詞に従うハルモニアにとっても、悲しみや嘆きを表すミクソリュディアやシュントノリュディア、怠惰や柔弱を表すイオニアやリュディアは排除すべきとされた。望ましいハルモニアとしてあげられているのは、勇気ある人の調子を模倣するドリア、節度ある人の調子を模倣するフリギアであった (Plato *Republic*, 398D-399C 邦訳 藤沢)。

このように、「勇気」、「節制」などの「徳」を表す歌詞、ハルモニア、リズムからなる「音楽」を奏でる「実践としての音楽」は、『国家』の教育論の中で、準備科目に位置づけられている。

#### (2) 数学としての音楽

『国家』では、数学的諸科目の中に、上述した音楽とは異なる「音楽理論」という科目がある。この「音楽理論」は、音程とリズムに関する数の学びであり、具体的には音程の数比関係（振動数の比）の分析、およびリズム（韻律）の数値の組み合わせの分析がなされた。これらは、実際の音楽実践とは無縁に扱われる学問であった (マルー 1985, p.165, p.221)。また、数学的諸科目は、「算術」、「幾何学」、「天文学」、「音楽理論」という順序で学ぶ。宇宙の調和の原理を学ぶ最終段階の科目として位置づけられるのが「音楽理論」であった。このような「数学としての音楽」は、準備科目の後に、補助的準備科目として他の数学的諸科目と並んで教授される。

#### (3) 哲学としての音楽

『国家』には、異なる性質をもつ「音楽と体育」<sup>2)</sup>が相互に補足しながら魂に働きかけ、魂を調和するという、プラトンの教育論が示されている。「音楽」と「体育」をうまく混ぜ合わせ、魂の調和を計る人こそ、もっとも完全な意味で音楽的教養のある人であり、よき調和を達成した人である (Plato *Republic*,

411E-412A 邦訳 藤沢)。ここでは、この意味での「音楽」が、知を求め、魂をよくする「哲学としての音楽」と解釈できることを、古代ギリシアのパイディアの構造をふまえ、説明していく。

パイディアは、紀元前7世紀、6世紀の古代ギリシアに生じた概念であり、本来、「子どものしつけ」を意味していた。しかし、その概念は徐々に移り変わり、「教養人」の育成を示すものへと変化した(Dolch 1971, S.18)。そのパイディアはもともと「音楽 (Musik, music)」と「体育 (Gymnastik, athletics)」という2つの分野から構成されていた (Jeager 1986, p.210; Barrow 1975, p.23; Dolch 1971, S.18)。さらにドルヒは、ペリクレス時代のアテネのパイディアの構造を図1のように示している (Dolch 1971, S.21)。図1では、文法、修辞学、弁証法、算術、幾何学、天文学、音楽理論、読み・書き、歌、リラの演奏、計算などの学問を包括する「音楽」が「体育」と対になって、パイディアを構成していることが示されている。着目すべきは、伝統的なギリシアのパイディアを基盤として、プラトンが教育システムを構築したということである (Jeager 1986, p.211)。

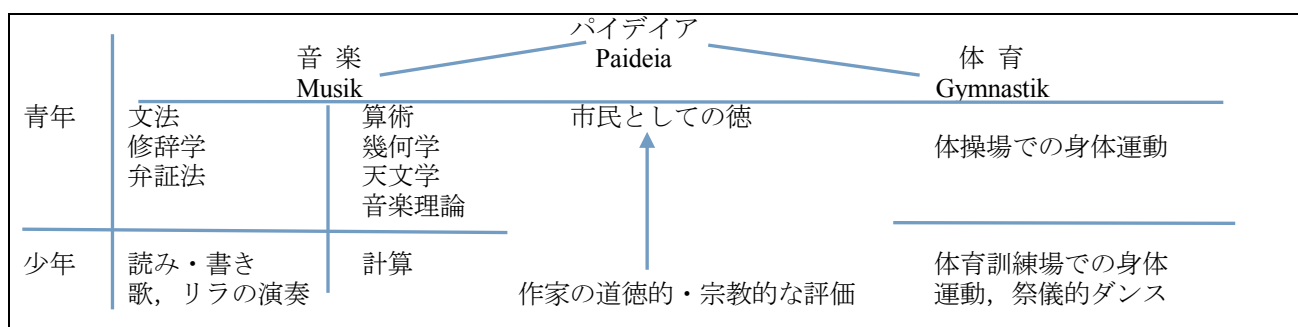


図1 ペリクレス時代のアテネにおけるパイディアの構造

※Dolch, J.: *Lehrplan des Abendlandes* (S.26) より筆者訳出

前章で確認したように、「哲学としての音楽」が、知を求め、魂をよくする営みを包括する概念として存在したことをふまえると、『国家』において、魂の調和という教育目標に向け、「体育」と対をなしている「音楽」の意味は、準備科目である「実践としての音楽」や補助的準備科目である「数学としての音楽」の意味に限定されるものではなく、知を求め、魂をよくする営みを包括している「音楽」、すなわち「哲学としての音楽」であるといえよう。ここで着目したいのは、このような「哲学としての音楽」は、知を求め、魂をよくする営みを包括している1つのカテゴリーと解釈できることである。この点で、「実践としての音楽」や「数学としての音楽」とは異なる性質を有しているといえる。

以上、『国家』における3つの音楽概念の内容および性質について検討してきた。次に、その3つの音楽概念が『国家』の教育課程論においてどのような位置関係にあるのか、以下では、ドルヒによる『国家』の教育課程論の構造化を手がかりに検討する。

## 2. 『国家』の教育課程論における3つの音楽概念の位置

まず、『国家』の教育課程論は、一般的に図2のように示すことが出来る<sup>3)</sup>。

|          |                               |
|----------|-------------------------------|
| 50歳以降    | 善のアイデアの研究、後進の指導               |
| 35歳から50歳 | 軍事指揮、国家の実務                    |
| 30歳から35歳 | 弁証法                           |
| 20歳から30歳 | 算術・幾何学・天文学・音楽理論               |
| 18歳から20歳 | 軍務(体育)                        |
| 0歳から17歳  | 算術・幾何学・天文学・音楽理論の初歩、体育と音楽による教育 |

図2 『国家』にみられる教育課程

一方、ドルヒは『国家』にみられる教育課程論について図3のような構造を示している。

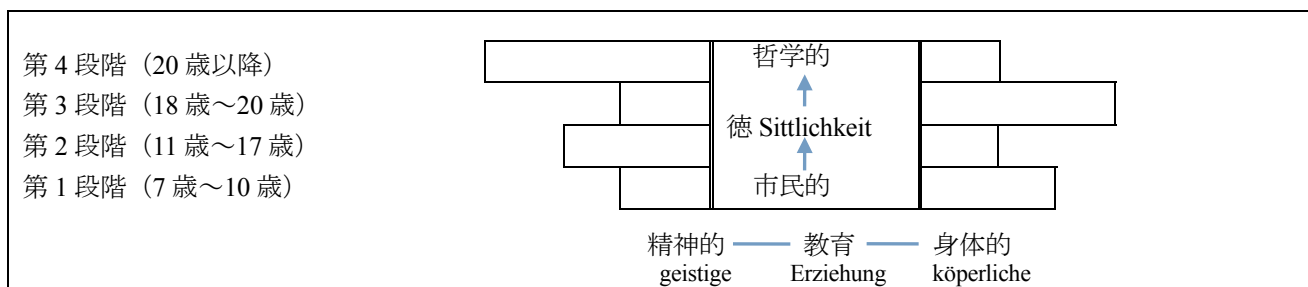


図3 『国家』にみられる教育課程の構造

※Dolch, J.: *Lehrplan des Abendlandes* (S.31) より筆者訳出

図3の第1段階では、跳躍、格闘、槍投げなど、体育が主な内容となっている。第2段階では、詩や音楽が重視される（この内容は「実践としての音楽」に位置づけられる）。さらに、算術、幾何学、天文学、音楽理論の初歩もこの段階に位置づけられている。その内容は、土地測量や天体の方位確認などの「実践的訓練」であった。次いで、第3段階では、再び身体的・軍事的訓練に重点が戻る（Dolch 1971, S.31-35）。そして第4段階では、算術、幾何学、天文学、音楽理論を理論的に「正確」かつ「厳密」に学ぶ（ここで示されている「音楽理論」は、「数学としての音楽」に位置づけられる）。

ここで、ドルヒがプラトンの教育課程論を2つの柱で捉えているということに着目したい。ドルヒは図3において、「精神」と「身体」という2つの方向から、「徳」を養うという教育目標に向かう教育課程の構造を示した。

先述したように、パイディアが元来「音楽」と「体育」という2つの分野から構成されていたこと、またそのような伝統的なパイディアを基にプラトンが教育論を展開したこと、さらにプラトン自身が「音楽」と「体育」からなる教育論を展開していたことからみると、ドルヒによる「身体」と「精神」の対比は、「身体を養う体育」と「精神を養う音楽」という性質を有していると解釈できる。この「精神を養う音楽」は、「実践としての音楽」、「数学としての音楽」、その他の知的で魂を調和する営みを包括しているもの、すなわち「哲学としての音楽」と位置づけることができる。また、このように図3の「精神的」と示されたカテゴリーを、「精神を養う音楽」というカテゴリーとして捉えるならば、「実践としての音楽」や「数学としての音楽」は、その中の1つの科目として位置づけられていると解釈できる。

以上をふまえると、『国家』の教育論における3つの音楽概念の位置と関係について、以下のことがいえる。まず、「哲学としての音楽」という1つの領域、カテゴリーの中に、「実践としての音楽」、「数学としての音楽」、さらには他の精神を養う教育内容が「科目」として位置づけられていることである。

次に、「実践としての音楽」は、あらゆる自由市民を対象としている一方、「数学としての音楽」、および「哲学としての音楽」に包まれるすべての科目を学ぶことができるのは、国の統治者として選ばれた人間に限られていたことがいえる。ここで、その内容に着目すると、「実践としての音楽」では、魂を調和した状態に導くこと、「数学としての音楽」では、宇宙が調和する原理を知ることが示されていた。つまり、あらゆる自由市民に求められていたのは、魂が調和した状態になることであり、調和する原理を探求することは、求められていなかったといえる。

## V 『法律』の教育課程論における3つの音楽概念の位置

### 1. 『法律』における3つの音楽概念

『国家』が、国の統治者を選抜する教育論を示していたのに対し、プラトンの後期の作品である『法律』は、自由市民一般の教育論を示したものである。したがって、選抜は強調されていない。本書は、全12巻からなる長編で、法律、宗教、その他国家の運営に係る事項が言及される中で、教育に関しても詳細な記述がなされている。以下、『法律』にみられる3つの音楽概念を検討していく。

#### (1) 実践としての音楽

『法律』において、音楽を実際に奏でる実践は、①歌舞の実践と、②リラの演奏に関する記述の中で述べられている。

## ①歌舞の実践

神々は、人間にリズムとハーモニーを楽しみながら感じる感覚を授けた。この感覚を通して、神々は人間を運動させ、歌と踊りで人間を相互につなが合わせた。神々は、それに歌舞団という名前を与えた (Plato *The Laws*, 653E-654 邦訳 森, 池田, 加来)。歌舞は、踊りと歌からなり、教育を受けた者は、「立派な内容」の歌や踊りを「立派に」歌い、踊ることができるとされた。作家は、「知恵」、「勇気」などの徳を備えたすぐれた人物の身振りをリズムで、調子をハーモニーでそれぞれ描きながら制作することが求められた。

さらに『法律』では、ディオニュソスの歌舞団に参加することで、「生涯にわたって」歌舞に関わることが提唱されている。デュオニュソスの歌舞団は、30歳以上60歳未満の人々で構成される歌舞団である。プラトンは、ディオニュソスの歌舞団において、継続的に歌舞を実践することで、魂の調和を取り戻すことを望んだ。長い人生の中で、「常に」憎むべきものを憎み、好むべきものを好むことは難しく、人間の一生の間にはたるみがある (Plato *The Laws*, 653C 邦訳 森, 池田, 加来)。それを回復させる役割をプラトンはディオニュソスの歌舞団に与えた (丸橋 1997, pp.24-25)。

## ②リラの演奏

プラトンは、歌舞の実践とともに、リラの演奏も学習内容の1つに位置づけた。リラは、歌、すなわち言葉を伴って演奏される。つまり、徳を表す歌詞の伴奏をするのがリラであり、その目的は徳を養うことに向けられていた。また、リラの演奏に際しての禁止事項としては、複雑なリズムを用いることなどをあげている。リラの演奏に必要なのは、正しい音楽を正しく再現できる技術であった。そのために、リラは13歳から習い始めて3年間続けるのが妥当とされた (Plato *The Laws*, 810 邦訳 森, 池田, 加来)。

以上、歌舞の実践やリラの演奏は、いずれもその実践を通して、徳を養い、魂を調和することを目的とするものである。

### (2) 数学としての音楽

『法律』では、「夜明け前の会議」の設立が提案されている。この会議に出席する会員は「真の意味での法律の守護者」として、高度な教育を受けることになる (Plato *The Laws*, 966B 邦訳 森, 池田, 加来)。「真の意味での法律の守護者」の教育としては、数学、幾何学、天文学、音楽理論 (musical theory)、さらに魂についての理論やいわゆる神学があげられている (Plato *The Laws*, 967E 邦訳 森, 池田, 加来)。「最高の役人たちからなる夜明け前の会議」は、このような教育を経て、守護者となった者たちによって構成される (Plato *The Laws*, 968 邦訳 森, 池田, 加来)。

つまり、数の原理としての音階やリズムの構造を学ぶ「音楽理論」、すなわち「数学としての音楽」は、自由市民一般の教育ではなく、「真の意味での法律の守護者」として、国家を守るすぐれた者の教育として位置づけられているといえる。

### (3) 哲学としての音楽

『法律』においても、学習は2つに分かれるという記述がみられる。それは、身体に関する体育と、魂をよくするための音楽・文芸 (musical) である (Plato *The Laws*, 795DE 邦訳 森, 池田, 加来)。『法律』においても『国家』と同様にこのことが示された後に、教育に関することが詳しく語られ、読み・書き、リラの演奏、算術、幾何学、天文学についての学習内容が記されている。以下では、この「体育」と対をなす「音楽」が、『国家』と同様、「哲学としての音楽」と解釈できることを、ドルヒの『法律』の教育課程論の構造化を基に説明していく。

ドルヒは、『法律』においても『国家』と同様に、「徳」を養うことが教育の目的に据えられていると述べ、その教育課程論の構造を表1のように示した。

表1から、ドルヒは『国家』と同様、『法律』の教育課程論も2つの分野に分けて捉えていることが分かる。表1における2つの分野は、図3の「精神」と「身体」のカテゴリーで示されていた科目をそれぞれ具体化したものになっている。すなわち、表1における2つの分野は、「精神を養う音楽」と「身体を養う体育」という対比を『国家』から継いでいると捉えることができる。したがって、プラトン自身が『法律』において示した「体育」と「音楽」から教育が構成される、という意味での「音楽」は、『国家』と同様、知を探求し、魂を調和する営みを包括する「哲学としての音楽」と位置づけられる。

ところで、自由市民の教育は表1の第4段階で修了となるが、「真の意味での法律の守護者」の教育はその後も続く。その学びは、数学、幾何学、天文学、音楽理論、弁証法や神学など、精神を養うものであつ

た。したがって、「真の意味での法律の守護者」にとっては、第4段階以降も「哲学としての音楽」による教育は続くといえる。

表1 『法律』における教育課程の構造

| 実践的・理論的な養成（「夜明け前の会議」のために）                 |  |                                    |
|---|--|------------------------------------|
| (20-21歳)                                  | (青年期)  |                                    |
| 第4段階<br>(18-19歳)<br>16- (17歳)             | 高度な算術, 幾何学, 天文学                              | 戦争の準備としての陸地, 水場での狩猟                |
|   | 初歩的な算術, 幾何学, 天文学, および戦争, 家庭, 国家を運営するために必須の知識 |                                    |
| 第3段階<br>13-15歳                            | リラの演奏, 文学的な指導の継続, 歌舞(Chor)への参加               | 隊列を組んでの行進, 攻撃, 武装しながらの動き           |
| 第2段階<br>10-12歳                            | 読み・書き, 詩と散文, 文法的な指導                          | 乗馬, 弓術, 槍投げ, 投石の継続, (水泳), 踊りとレスリング |
| 第1段階<br>7-9歳                              | 歌唱(Gesang)と遊び(Spiel), 時々数える練習                | 乗馬, 弓術, 槍投げ, 投石                    |
| 3-6歳                                      | 地区ごとの子どもの集まり (Kindergarten)                  |                                    |
| 特に, 運動や冷静になることを通して, 健康, 情緒を家庭で発達させ, 育成する。 |  |                                    |

※Dolch, J.: *Lehrplan des Abendlandes* (S.38) より筆者訳出

## 2. 『法律』の教育課程論における3つの音楽概念の位置

上記で整理した『法律』における3つの音楽概念の内容と性質, およびドルヒによる表1から, その位置づけに関して以下のことがいえる。

まず、『国家』と同様に, 「実践としての音楽」や「数学としての音楽」は, それぞれ1つの「科目」として位置づけられるのに対し, 「哲学としての音楽」は, 精神を養う科目を包括する1つのカテゴリーとして位置づけられることがいえる。

次に、『国家』と同様に, 「実践としての音楽」が, あらゆる自由市民を対象としていたのに対し, 「数学としての音楽」, および「哲学としての音楽」に含まれる科目をすべて学ぶことができるのは, 一部の選ばれた人間に限られていたことがいえる。『法律』では, それが, 「夜明け前の会議」に参加する「真の意味での法律の守護者」に選ばれた人間であった。『法律』における「真の意味での法律の守護者」は, 哲学者たちの集団である。つまり, 「音楽理論」や「弁証法」は, 一部のエリートのための学問であった。プラトンは, 一般の市民に「音楽理論」や「弁証法」を学ぶことまでは求めていなかったと考えられる。「音楽理論」, すなわち「数学としての音楽」は後にエリート教育として自由七科へと受け継がれていくことになる。

## VI 総括

本稿では, 『国家』および『法律』の教育課程論において, 3つの音楽概念がどのように位置づけられるのか, またそれらがどのような関係にあるのか, という視点から検討してきた。『国家』は哲人教育について, 『法律』は自由市民一般の教育について論じているという相違があるが, 3つの音楽概念に焦点を当てると, 以下の点が一致していた。それは, 魂の調和を目指す「実践としての音楽」を学ぶことが, あらゆる自由市民を対象としていたのに対し, 調和の原理を知る「数学としての音楽」を学ぶことは, 一部の選ばれた人間に限られていたことである。そのような「実践としての音楽」, 「数学としての音楽」, さらにその他の精神を養う科目を包括するのが「哲学としての音楽」であった。

以上, 「実践としての音楽」と「数学としての音楽」は科目であり, 「哲学としての音楽」はそれらの科目を包括するカテゴリーであることを明示した。ここで重要になる点は, 2つの「音楽」科目によって, 「魂の調和」と, 「知の探求」の双方が達成できるということである。「実践としての音楽」と「数学としての音楽」が, それぞれアレテーとロゴスを有する科目であるがゆえに, 知を探求し魂を調和する科目は総括して「哲学としての音楽」, すなわち「音楽」と示されるのではないだろうか。魂を調和した状態に導くことも, 調和の原理を探求することも, それぞれ「音楽」を通して達成できるがゆえに, 知を探求し魂を調和するあらゆる営みを包括するカテゴリーは, プラトンにとって「音楽」なのである。



## 注

- 1) 本文で示した『パイドン』の「ムウサイの術」について、アンダーソン、ハブロック、マレーは、それをムーシケーではなく、「音楽 (music)」と表記すべきであると明記している (Anderson 1994, pp.52-53; Havelock 1963, pp.276-311; Murray 2004, p.377)。マレーは、このソクラテスの会話における「ムウサイ」は、音楽実践などの狭義のムーシケーの意味を示すものが含まれており、ムーシケーという表記では、その意味が曖昧なものになると説明している (Murray 2004, p.377)。
- 2) この箇所については「arts and physical training」と表記しているもの (C. Emlyn-jones and W. Preddy) もあるが、本稿では、「music and gymnastic」と表記しているもの (A. D. Lindsay) に依拠する。
- 3) 図2は下記の文献をふまえて作成した。
  - ・ 福井守 (1968) 「プラトンの教育思想 (3) - 「国家」を中心として -」『東京女子体育大学紀要』第3号, pp.131-136。
  - ・ 廣川洋一 (1999) 『プラトンの学園アカデメイア』講談社。
  - ・ 今井直重 (1969) 「プラトンの教育思想」『哲学論文集』第5号, pp.7-29。
  - ・ 稲富栄次郎 (1980) 『ソクラテス・プラトンの教育思想』学苑社。
  - ・ 川島清吉 (1977) 『プラトンのアカデメイア：その哲学と教育についての研究』公論社。
  - ・ 村井実 (1958) 「プラトンの国家と教育」『哲學』第34号, pp.25-59。

## 引用・参考文献

- Anderson, W. D. (1994) *Music and Musicians in Ancient Greece*, Cornell University Press.
- Barrow, R. (1975) *Plato, utilitarianism and education*, Routledge.
- Brann, E. (2004) *The music of the Republic : essays on Socrates' conversations and Plato's writings*, Paul Dry Books.
- Curtius, E. R. (translated by Trask, W. R.) (1973) *European literature and the Latin Middle Ages* (Bollingen series), Princeton University Press.
- D' Angour, A. (2013) "Plato and Play: Taking Education Seriously in Ancient Greece," *American Journal of Play* 5 (3), pp. 293-307.
- Dolch, J. (1971) *Lehrplan des Abendlandes*. Aloys Henn Verlag.
- Jaeger, W. (translated by Highet, G.) (1986) *Paideia : the ideals of Greek culture*, Oxford University Press.
- Havelock, E. A. (1963) *Preface to Plato*, B. Blackwell.
- Murray, P. (2004) *Music and the Muses : the culture of "mousikē" in the classical Athenian city*, Oxford University Press.
- Pelosi, F. (translated by Henderson, S.) (2010) *Plato on music, soul and body*, Cambridge University Press.
- Shoen-Nazzaro, M. B. (1978) "Plato and Aristotle on the Ends of Music," *Laval Théologique et Philosophique* 34 (3), pp.261-273.
- Whitwell, D. (2011) *Foundations of Music Education*, Whitwell Books.
- Plato (with an English translation by Lamb, W. R. M.) (1924) *Laches ; Protagoras; Meno; Euthydemus* (The Loeb classical library), Harvard University Press.
- Plato (with an English translation by Bury, R.G.) (1926) *The Laws I* (The Loeb classical library), Harvard University Press.
- Plato (with an English translation by Bury, R.G.) (1926) *The Laws II* (The Loeb classical library), Harvard University Press.
- Plato (with an English translation by Fowler, H. N.) (1928) *Theaetetus; Sophist* (The Loeb classical library), Harvard University Press.
- Plato (with an English translation by Fowler, H. N. and Lamb, W. R. M.) (1939) *The statesman; Philebus; Ion* (The Loeb classical library), Harvard University Press.
- Plato (with an English translated by Lindsay, A. D.) (1969) *Republic* (Everyman's library), Dutton.

- Plato (with an English translation by Fowler, H. N. and an introduction by Lamb, W. R. M.) (1977) *Euthyphro; Apology; Crito; Phaedo; Phaedrus* (The Loeb classical library), Harvard University Press.
- Plato (with an English translation by Lamb, W. R. M.) (1979) *Charmides; Alcibiades, I and II; Hipparchus; The lovers; Theages; Minos; Epinomis* (The Loeb classical library), Harvard University Press.
- Plato (with an English translated by Emlyn-Jones, C. and Preddy, W.) (2013) *Republic Books 1-5* (The Loeb classical library), Harvard University Press.
- Plato (with an English translated by Emlyn-Jones, C. and Preddy, W.) (2013) *Republic Books 6-10* (The Loeb classical library), Harvard University Press.
- ブレットナー, F. (中森善治訳) (1968) 『西洋教育史—人間形成過程の歴史的研究』 新光閣書店。
- 海老沢敏 (1989) 『ミューズの教え 古代音楽教育思想をたずねる』 音楽之友社。
- 樋口裕介 (2007) 「ドルヒの教育課程史研究の方法とその構造」『教育学研究ジャーナル』第4号, pp.11-19。
- 廣川洋一 (1999) 『プラトンの学園アカデメイア』 講談社。
- 藤沢令夫 (1998) 『プラトンの哲学』 岩波書店。
- 加藤守通 (2004) 「プラトンの教育論における理性の位相」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』第52巻, pp. 1-25。
- 加藤信朗 (2007) 「プラトンの音楽教育論：それが教えるもの」『哲学誌』第49号, pp.1-21。
- 木間英子 (1987) 「プラトンのパイディア・ムーシケー論—「国家」と「法律」を中心にして」『学苑』第566号, pp.123-115。
- 国安洋 (1975) 「プラトンのムーシケー論：「国家」を中心に」『国立音楽大学大学院研究年報』第1巻, pp.62-63。
- 松尾麻紀 (2010) 「ミューズ, その呼び起されるもの：プラトンに見る音楽教育の視座」『純真紀要』第51巻, pp.55-63。
- 丸橋裕 (1997) 「ディオニュソスのコロスの誕生：プラトン『法律』における教育の守護者たち (<特集> 伝統と創造)」『年報・人間文化』第8巻, pp.24-25。
- マルー, H. I. (横尾壮英訳) (1985) 『古代教育文化史』 岩波書店。
- 三上章 (2004) 「プラトンの『国家』篇におけるムウシケーの位置」『北星学園大学文学部北星論集』第41号, pp.97-117
- プラトン (今林万里子, 田中美知太郎, 松永雄二訳) (1992) 『プラトン全集 1 エウテュプロン ソクラテスの弁明 クリトン パイドン』 岩波書店。
- プラトン (水地宋明, 田中美知太郎訳) (1992) 『プラトン全集 2 クラテュロス テアイテトス』 岩波書店。
- プラトン (藤沢令夫, 水野有康訳) (1992) 『プラトン全集 3 ソピステス ポリテイクス (政治家)』 岩波書店。
- プラトン (田中美知太郎訳) (1992) 『プラトン全集 4 パルメニデス ピレボス』 岩波書店。
- プラトン (北嶋美雪, 山野耕治, 生島幹三訳) (1992) 『プラトン全集 7 テアゲス カルミデス ラケス リュシス』 岩波書店。
- プラトン (藤沢令夫訳) (1993) 『プラトン全集 11 クレイポトン 国家』 岩波書店。
- プラトン (森進一, 池田恵美, 加来彰俊訳) (1993) 『プラトン全集 13 ミノス 法律』 岩波書店。
- プラトン (水野有康, 長坂公一訳) (1993) 『プラトン全集 14 エピミノス (法律後篇) 書簡集』 岩波書店。
- 里中俊介 (2010) 「プラトン『国家』におけるムーシケー論」『待兼山論叢. 美学篇』第44巻, pp.29-51。
- 佐藤正夫 (1969) 『近代教育課程の成立』 福村出版。
- 皇至道 (1969) 『西洋教育通史』 玉川大学出版。